

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 15 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21530470

研究課題名（和文） グローバリゼーションと税制

研究課題名（英文） Taxations in global economy

研究代表者

高橋 隆幸（TAKAHASHI TAKAYUKI）

横浜市立大学・大学院国際マネジメント研究科・准教授

研究者番号：50326071

研究成果の概要（和文）：

我々の研究課題は、「グローバリゼーションと税制」であり、グローバル環境下における租税の影響を検証することを目的としています。研究方法としては、実証的な検証を採用しています。3年間の研究期間において、四分野の研究を行いました。それぞれ、役員給与の利益連動給与制度、企業買収におけるストラクチャー選択、外国税額控除制度における本国還流税、および確定給付型企业年金制度について研究しました。研究成果としては、雑誌論文3件および学会報告2件があります。

研究成果の概要（英文）：

Our research theme is the taxations in global economy. We analyze the effects of taxes on taxpayers' activities under the global economy. We adopt empirical investigations as our research methodology. For three years of our research period, we investigate four research areas, that is, adoption of profit-based executive compensations, structures of corporate acquisition transaction, foreign tax credit and repatriation tax, and defined-benefit corporate pension plan. We have published three papers in journal and had made two presentations at academic conferences.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：（分科）経営学・（細目）会計学

キーワード：税務会計

1. 研究開始当初の背景

- ① 我々の研究課題は、「グローバリゼーションと税制 (Taxations in Global Economy)」です。この様な研究課題を設定した理由（研究開始当初の背景）として、国家は固有の課税権を有しており、

税制は各国の事情に応じて立案・整備されているのですが、経済社会のグローバル化や企業行動の多国籍化に伴い、各国の税制は互いに影響を与えあい、税制の国際的調和化現象が生じていると言えるのではないかと考えたからです。

- ② 近年の我が国も、諸外国の影響を受けた税制改正が行われています。3年間の研究期間で、それらのうち、「役員給与の利益連動給与制度」、「組織再編税制」、「外国子会社配当等益金不算入制度」および「(確定給付型)企業年金制度」を取り上げて研究を試みました。

2. 研究の目的

- ① 我々の研究目的は、グローバル環境下における税制の影響を検証することにあります。また、グローバル化に伴い導入された税制改正の影響を検証することも目的としています。
- ② 具体的には、租税が納税者の意思決定に影響を与えているのかどうか、影響を与えているならばどの程度か、影響を与えていないならばそれはなぜか、を検証することにあります。

3. 研究の方法

- ① 我々の研究方法は、租税が納税者の意思決定に与える影響を、ミクロ経済学的手法を利用しながら実証的に検証する方法によっています。この研究方法は、我が国における租税研究においては未だに少数派ではありますが、アメリカにおける税務会計研究学会(The American Taxation Association)においては、主流となっている研究方法であると考えています。
- ② 具体的には、税制を含む諸制度を解明した上で、主に外国文献による先行研究を調査し参考にしたうえで、税制に関する仮説を設定し、モデルを作って、統計的に検証し、結果の解釈をすることになります。研究の対象としては、我が国の企業の行動を検証するのですが、わが国では、アメリカのように企業の納税申告書のデータを研究者が研究のために利用することが出来ないため、一般に公表されているデータベースを利用することになります。もちろん、企業が意思決定を行う際に考慮するのであろう租税要因以外の税外要因もモデルに含んで検証を行います。

4. 研究成果

- ① 利益連動給与制度に関する研究では、論文一件と学会報告一件の研究結果があります。この研究は、平成 14 年商法改正で導入された業績連動型報酬およ

び平成 18 年度税制改正で導入された利益連動給与を企業が採用する際の決定要因を分析しています。利益連動給与制度は、業績連動型報酬に、支給の透明性・適正性を確保するための一定の要件を課したうえで、損金算入を認める制度です。そこで、我々の研究では、第一段階として、業績連動型報酬を採用する企業と採用しない企業をサンプルにして、業績連動型報酬の採否の決定要因を分析しています。次に第二段階として、業績連動型報酬を採用している企業をサンプルとして、利益連動給与制度の要件に適合している企業(利益連動給与制度を採用している企業)とそうでない企業の決定要因を分析しています。具体的には、2004 年 8 月から 2009 年 3 月を分析期間とし、東京証券取引所一部上場の事業会社(金融・証券・保険業を除く)で、分析期間中に適正なデータの入手が困難なものを除くと、業績連動型報酬採用企業が 81 社であり、そのうち利益連動給与採用企業は 30 社でした。このように採用企業が少数であるため、第一段階では、業績連動型報酬を採用していない企業として、ペアサンプルを用いる手法を採用しています。ペアサンプルは、総資産額が近似しており、業種分類および決算期が同一で、同一年度のデータが入手可能であり、業績連動型報酬を採用していない企業を選びました。

実証モデルとして、被説明変数を、報酬制度の採用を 1 とするダミー変数として、ロジスティック分析による分析をしました。その結果、第一段階の業績連動型報酬の採否には影響を与えなかった税金変数が、第二段階の利益連動給与の採否には正に有意な関係を示していることを明らかにしています。これは、業績連動型報酬を採用している企業のうちで、課税所得を報告している企業ほど、利益連動給与を採用している可能性が高いことを示しており、当初の仮設にも合致して、税制が企業の意思決定に影響を与えていることを示しています。

なお、この研究では分析していませんが、サンプル期間中においては、業績連動型報酬を採用しながらも利益連動給与を採用しない理由として、有価証券報告書における詳細な情報開示が要件となっているからである可能性も考えられます。この部分を分析するためには、平成 22 年 3 月 31 日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」によって、一億円以上の役員報酬に関する個別開示が義務付けられたことによる影響を分析する必要があります。報酬

の個別開示が義務付けられたのですから、情報開示を理由とした利益連動給与の見送りはなくなると考えることもできます。引き続き、我々の分析期間以降のサンプルを使った分析をしてみようと考えています。

- ② 組織再編税制に関する研究では、論文一件の研究成果があります。特にM&Aのうち、企業買収について、買収対価の違い、つまり、現金買収であるTOBと株式を対価とする株式交換では、課税が異なることに着目して検証を行いました。TOB(現金買収)とは、買収会社が被買収会社株主から、被買収会社の株式を取得する取引であり、買収会社にとっては現金による株式の購入であるため、多くの場合には借入による資金調達が必要となります。被買収会社株主にとっては、株式売却に伴い、売却益が生じればキャピタルゲインに対して課税されます。一方で、株式交換とは、買収会社の株式を対価として被買収会社を完全子会社とする組織再編行為です。買収会社にとっては、被買収会社株式を受け入れるために自己株式を交付する取引であるため、税務上は資本等取引に該当するため課税関係は生じません(保有自己株式を交付する場合であっても、自己株式の簿価を時価とみなすため、課税はありません)。被買収会社株主にとっては、原則としては課税ですが、通常の場合、基本的には一定の要件を満たして、課税の繰り延べが行われます。なお、TOBであっても株式交換であっても、被買収会社にとっては株主が変わるだけであり、税務上の取引とはなりません。この研究の特徴は、取引当事者の買収会社と被買収会社株主の両者の課税状態を分析している点です。

検証では、買収会社の限界税率が高いほど、資金調達に伴う借入金の支払利息損金算入の節税効果が得られるTOBが選択されると仮説を設けたところ、仮説を支持する検証結果を得る事ができました。しかし、被買収会社株主については、キャピタルゲインが多いほど、課税の繰延効果を得られる株式交換が選択されると仮説を設けましたが、有意な結果が得られませんでした。以上の結果から、企業買収のストラクチャー選択においては、買収会社の課税状態が反映されていることを明らかにしました。具体的には、1999年10月から2006年9月30日までの上場企業同士のTOBおよび株式交換のうち、銀行・証券・保険の3業種を除き、株主資本がマイナスでな

く、時価総額を含むデータが入手可能なサンプルを分析しました。また、他のインセンティブが働く可能性があるため、グループ企業内のM&Aを除いたところ、サンプルは、TOB74件、株式交換44件でした。これを、TOBを1、株式交換を0とするダミー変数を被説明変数とするロジスティック回帰分析で分析しています。

なお、この研究は、平成20年10月導入の組織再編税制施行前の制度に基づいて分析をしています。組織再編税制施行後においては、株式交換であっても、税制非適格であるならば課税の繰延がなく、課税されることになるため、採用する取引ストラクチャーによって分析することができなくなっています。

- ③ 外国税額控除制度及び外国子会社配当等益金不算入制度に関する研究では、学会報告一件の研究成果があります。特に、本国還流税について研究をしました。本国還流税とは、平成21年度税制改正以前において、本国である日本の法人税率が外国子会社等の所在地国の税率を上回っている場合には、その差額の税率分の課税を日本で課税されていたことを指します。そのため、わが国の多国籍企業は、外国子会社等の稼得した利益を本国に還流せずに、国外に利益を留保、あるいは再投資する傾向があるのではないかと指摘されていたことから、平成21年度税制改正において、外国子会社配当等益金不算入制度が導入されました。我々は、外国子会社配当等益金不算入制度が導入される以前の本国還流税が課税されていた時期のデータを用いて、在外子会社の留保利益に係る繰延税金負債が、株価にどのように織り込まれているかを検証しています。

- ④ 確定給付型企业年金に関する研究では、論文一件の研究成果があります。この論文では、確定給付型企业年金について、日本及びアメリカの税制を比較検討し、主にアメリカの先行研究を整理しています。この研究は、いまだに途中であり、来年度以降に引き続き研究を続けていきたいと考えています。今後は、企業年金を含めた従業員に対する給付を検証したいと考えており、平成24年度から3年間の研究期間で、「従業員給付の税務をめぐる実証研究」(平成24年度科学研究費助成事業基盤研究(C)課題番号24530564)という研究課題で共同研究を継続する予定です。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 高橋隆幸 「日米比較にみる確定給付企業年金の税制優遇規定」『税務弘報』査読無, 第60巻第3号, 2012, 120-127.
- ② 高橋隆幸・野間幹晴 「利益連動給与をめぐる実証分析—平成18年度税制改正が与える影響」『會計』査読無, 第180巻第5号, 2011, 100-115.
- ③ 高橋隆幸・野間幹晴 「企業買収のストラクチャーに租税が与える影響」『會計』査読無, 第178巻第4号, 2010, 107-123.

[学会発表] (計2件)

- ① 高橋隆幸・野間幹晴 「利益連動給与採用の決定要因」日本会計研究学会・第69回大会, 2010年9月10日, 東洋大学.
- ② 高橋隆幸・野間幹晴 「海外子会社の留保利益と企業価値」日本経営財務学会・第33回全国大会, 2009年9月26日, 山口大学.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 隆幸 (TAKAHASHI TAKAYUKI)
横浜市立大学・大学院国際マネジメント研究科・准教授
研究者番号: 50326071

(2) 研究分担者

野間 幹晴 (NOMA MIKIHARU)
一橋大学・大学院国際企業戦略研究科・准教授
研究者番号: 80347286

(3) 連携研究者

()

研究者番号: